

司法院釈字第 546 号（2002 年 5 月 31 日）*

争 点

訴願の提出は実益がないとの院 2810 號解釈は違憲か。

（院 2810 號就訴願為無實益之解釋違憲？）

キーワード

訴願、行政救済（行政救済）、訴訟利益、試験参加の権利（考試權）、公職服務の権利（服公職權）

解釈文：本院院字 2810 号解釈は、「試験法による・行われた試験において、試験の資格としての体格検査や個別審査は不合格という決定は、行政処分にあたるので、その処分は違法か、不当であった場合、訴願法一条により応募者は訴願を提出することができる。ただし、訴願の内容を審査したとき、すでに改善することができず、訴願の実益がない場合、その訴願を受理しなく訴願法七条により退けなければならない」と解釈しておる。これは、行政訴訟の提出はその争点としての権利を保

護する必要があり、訴訟利益があることを前提するとし、当事者が侵害された権利若しくは法律利益はたとい審議・審判しても、改善できず、法律上の地位その他利益を回復できない場合は、訴訟を行い実質的に審査する利益がないという。ただし、侵害された権利若しくは利益が審議・審判しても、改善できず回復できないということは、国家制度の運営上、性質としては繰り返して生まれる権利・法律利益、若しくは人民の参加・共有し繰り返して行使できることを含めない。よって、人民が公職

*翻訳者：林裕順

選挙に立候補を届け出ましたが、管轄機関は選挙資格との規定に該当しなかったとし退けた場合、縱令選挙が終了しても、人民の立候補権利は憲法の保障し、性質として繰り返して行使できる以上、この選挙は行い続く限り、その審議・審判した結果が次の選挙で立候補になる資格において実益を有し、権利保護の必要性がないといえないでの、このような訴訟に関し、法院は受理しなければならない。本院のこの解釈は補充すべきである。

解釈理由書：憲法によると、人民は試験参加、公職服務の権利を有する。この試験参加の権利は一定の資格を有した人民が国家の行う公務員試験及び専門職業・技術者の執務資格試験に参加する権利であり、公職服務の権利は人民が法律による任命した公職若しくは公職選挙に従事し・参加し、その能力を貢献し、民衆のために努める権利を有するという。人民はこの権利が国家に侵害されたと主張した場合、訴訟を提起させることを認めて法院が法律に基づき審

理することにより、権利を有するのは必ず救済することができるという法理に符合したといえる。

本院院字 2810 号解釈は、「試験法による・行われた試験において、試験の資格としての体格検査や個別審査は不合格という決定は、行政処分にあたるので、その処分は違法か、不当であった場合、訴願法一条により応募者は訴願を提出することができる。ただし、訴願の内容を審査したとき、すでに改善することができず、訴願の実益がない場合、その訴願を受理しなく訴願法七条により退けなければならない」としておる。これは、行政訴訟の提出はその争点としての権利を保護する必要があり、訴訟利益があることを前提するとし、当事者が侵害された権利若しくは法律利益はたとい審議・審判しても、改善できず、法律上の地位その他利益を回復できない場合は、訴訟を行い実質的に審査する利益がないという。ただし、侵害された権利若しくは利益が審議・審判しても、改善できず回復できないということは、国家

制度の運営上、性質としては繰り返して生まれる権利・法律利益、若しくは人民の参加・共有し繰り返して行使できることを含めない。よって、当事者の提出した訴訟は、たとい時間を立ったため侵害された権利はもとのように回復せずとしても、将来同じことが起こると見込むことができる場合、権利保護が必要ないといえず、救済の機会を与え、その権利を保障しなければならない。人民が公職選挙に立候補を届け出ましたが、管轄機関は選挙資格との規定に該当しなかったとし退けた場合、縦令選挙が終了しても、人民の立候補権利は憲法の保障し、性質として繰り返して行使できる以上、この選挙はすでに廃止されたのを除き、その審議・審判した結果が次の選挙で立候補になる資格において実益を有し、権利保護の必要性がないといえないので、このような訴訟を受理した管轄機関や法院は実質的に受理すべきである。元の処分は申し立て人の立候補資格の審査に關し違法・不当であった場合、この処分・訴願決定を取り消し、その後の選挙が行われた

際、再び退ける処分にされないようにする。

申し立て人は公職人員の選挙と罷免法三五條一項二号及び行政院とその所屬行政機關訴願審議委員會審議規則一三條一項は違憲と認めているが、これは法院の最終判決の適用した法令ではないので、司法院大法官の案件審理法（司法院大法官審理案件法）五條一項二号の法律要件に該当しなくて、受理すべきではないと、ここで、あわせて説明する。